

# 電気通信市場検証会議（第6回）

## 議事要旨

- 1 日時：平成29年11月20日（月）13:00～14:10
- 2 場所：総務省8階 第4特別会議室
- 3 出席者：
  - ・構成員（五十音順）  
青木構成員、浅川構成員、大木構成員、大橋座長、佐藤構成員、中尾構成員、西村構成員、林座長代理
  - ・総務省  
渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、小笠原総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、内藤データ通信課長、徳光消費者行政第一課長、安東事業政策課調査官、大塚料金サービス課企画官、松井事業政策課市場評価企画官、佐藤事業政策課課長補佐

### 4 議事

#### （1）開会

#### （2）議題

- ① グループごとの競争状況等の分析手法
- ② 利用者アンケート・事業者アンケートの実施
- ③ 電気通信事業者の業務の状況等の確認
- ④ その他

#### （3）閉会

### 5 議事要旨

#### （1）グループごとの競争状況等の分析手法

（松井市場評価企画官から資料6-1及び6-2に沿って説明。討議の内容は以下のとおり。）

**林座長代理：** 資料6-1の3ページにおける「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」について、今後、BWA設備が第二種指定電気通信設備の指定対象となる可能性を念頭に、電波利用の連携によるサービスについて確認されるとのことだが、これはいわゆる地域BWA事業者の設備も想定しているのか。地域的な小規模のBWA事業者がMNOとのキャリアアグリゲーション等の連携によってシェアを増加させた場合は、それを地域的な市場支配力と判断して指定設備の対象とすることになるのか。

**大塚料金サービス課企画官：** ご指摘のとおり、BWAサービスとしては地域BWA事業者も存在するが、今般の第二種指定電気通信設備の指定の検討対象については、全国規模の事業者を念頭に置いている。サービスを提供するエリアごとに端末シェア10%超の基準を満たすかどうかによって、指定の可能性を模索してまいりたい。

**青木構成員：** グループ化の動向を重点検討対象とするにあたり、どのようなグループが構成されているかという検討と、グループ化したことによってどのような効果が生み出されているかという検討では場面が異なる。どこまで踏み込んだ分析を行う予定なのか、伺いたい。

また、今回の市場検証では電気通信事業分野におけるグループ化を分析することによって、例えばその他の事業を本業として行っている事業者が電気通信サービスを行うことで相乗効果が生まれるというような観点ではなく、大手電気通信事業者とグループを組む等のつながりのみに焦点をあてて分析するという理解でよろしいか。

**松井市場評価企画官：** グループ化の動向については、基本的に各電気通信市場の単位で分析していくことになるが、グループ化の効果まで分析する場合は同一の市場より広い観点が必要。例えば利用者のサービス選択理由に、電気通信事業以外の事業も含めたグループ間の連携が影響しているのかどうかについて、利用者アンケート等を踏まえながら分析してまいりたい。

**中尾構成員：** 青木構成員のご質問に関連して、このようなグループ化の調査をしていくことに対しては賛成だが、分析するグループの構成事業者は公開されるのか。株式や議決権の保有割合があまり公になっていない企業がグループの一員として扱われた場合、例えばMNOからMVNOに対してAPI等の利便性を提供していたところが、グループ内外でどのような扱いになっているのかが注目されると思う。構成事業者が公にされないままグループに関する分析結果を公表するだけでは、混乱を招かないか心配。分析結果の公表については、無用な混乱が起きないように方法を考えた方がよい。

**松井市場評価企画官：** 基本的には議決権の割合等に着目してグループ化の分析を行っていくが、ただ議決権保有のみの関係なのか、取引関係等のより濃密な関係があるのかということの差異についてはしっかり分析してまいりたい。分析の入口の基準としては、競争関係に一定の影響を及ぼし得る数字として議決権20%超でグループ化をしたいと考えているが、殊更に特定の事業者についてグループ企業であることを取り上げるというよりは、取引関係等も踏まえながらグループごとの競争状況等の分析を行ってまいりたい。検証結果を公表するにあたり、グループの構成事業者についてどのように公表するかについては、検討してまいりたい。

**中尾構成員：** グループの構成事業者については年度初めに確定されるのか。昨今企業の買収が急速に進展しているが、例えば年度の途中で買収が行われた場合も年度初めに確定した定義を継続するのか。

**松井市場評価企画官：** 分析データの時点ごとにグループを見ていくことになる。途中で状況が変われば、反映して分析していく。

**大木構成員：** 資料6-2の9ページにおける分析項目(例)について、グループでのマーケットシェアを分析する場合に、競争の度合いや市場支配力を正確に把握するためには、グループ内での競争があるかどうかについても検討すべきではないかと考える。同一のグループでもサービス提供者が異なる場合に利用者がそれらを比

較検討対象としているか、また特にセット販売が可能な企業とそうでない企業があるかどうか等、価格設定やサービス内容の違いで競争しているのかどうかということに注目したい。

また、グループ化による寡占化とグループ化を伴わない寡占化は分けて考えた方が良い。例えばシェアの経年変化を分析する場合に、合併等によるグループ化の進展のために寡占が進んだのか、あるいはそれとは無関係にシェアが増加したのかということは分けて考えなければならないと思う。

**松井市場評価企画官：** ご指摘を踏まえて、検証を進めてまいりたい。

**佐藤構成員：** 昨年度の市場検証によって、特に地域ごとで事業者間のサービスの違いや競争の違いが明らかになってきた。例えばグループ間の連携サービスについても当然ながら地域的な違いが現れることが予想される。昨年度の分析結果を踏まえて検証を進めていけば、より詳しい分析になるのではないかと考える。

**松井市場評価企画官：** そのような観点も踏まえて検証を行ってまいりたい。

**大橋座長：** 今回のグルーピングの基準は、企業結合ガイドラインを用いたものであるから、このことから寡占化がどうという論点はなく、グループ化の効果を分析することから得られる結果が重要。そのような点から、利用者アンケートや必要とされるデータを是非分析の俎上に載せられると良い。この観点で引き続き分析作業を進めていただきたい。

## **(2) 利用者アンケート・事業者アンケートの実施**

(佐藤課長補佐から資料6-3に沿って説明。討議の内容は以下のとおり。)

**林座長代理：** 移動系通信における端末購入補助の適正化の問題について、平成27年の携帯料金タスクフォースの議論により制定された、端末購入補助適正化のためのガイドラインの遵守状況がフォローアップ会合等を通してチェックされ、状況は改善されてきているが、代理店が自ら補助を行ったものとして、当該ガイドラインをかたち上クリアしているものの、依然として行き過ぎた端末購入補助が存在しているという指摘がある。MNPにより頻繁に事業者をスイッチする利用者が多額の端末購入補助を受け一方で、長期に同じ端末を使い続ける利用者はそれに見合う割引等を十分に得ておらず、「端末を頻繁に買い換える利用者」とそうでない利用者との間の不公平感の問題は依然として解消されずに残っているのではないかと。キャリアに対する販売奨励金規制はしっかりやれていると思うが、代理店の方で、端末購入や回線契約を条件としない名目で行われた補助がキャッシュバックの原資に利用されるところまでは、お金に色がついていないため検証を行うことができず、ガイドラインの抜け道となりかねない問題であり、これは公正競争環境の歪曲につながりかねないため、しっかり確認をしていただきたい。

また、MVNOのサービスについて、いわゆるサブブランドとその他のMVNOとの間で通信速度等に大きな違いがあるのではないかと指摘がある。競争が激化する中で通信速度をはじめとするサービスの品質はMVNOにおいても非常に重要である。すでにMNOについては総務省のほうでも時間帯別トラヒックの利用状況調査を行

っていると思うが、MVNO についても、利用者への情報提供と判断の適正化のために、MNO と同様、時間帯別トラフィック利用状況調査の公表のような形で利用者へ周知していく取組が必要ではないかと考える。

**大塚料金サービス課企画官：** 端末購入補助の適正化について、林座長代理のご指摘のとおり、これまでタスクフォース及びフォローアップ会合において検討いただき、これを踏まえてキャリアから代理店への補助のうち一定の紐付きが認められるものについては端末購入補助に含めるという内容でガイドラインを改正している。どこで線引きを行うか非常に難しいが、もし端末販売や契約獲得を条件としない名目で行われた代理店への補助がキャッシュバックの原資に利用されるとすると、ガイドラインの趣旨が没却され得るので、現状を確認してまいりたい。

**内藤データ通信課長：** 林座長代理の2点目のご指摘について、MNO 3社は平成27年7月に制定したガイドラインに基づいて策定された業界団体の基準に則して実効速度を計測・公表している。一方、MVNO についてはサブブランドとその他の事業者で事業形態や規模が非常に異なっており、MNO と同じように実効速度を検証・比較するのは難しい面がある。現在、業界団体において計測方法や表示方法を検討しており、総務省としても業界団体の検討に資するバックデータの収集に努めてまいりたい。

**中尾構成員：** 林座長代理のご指摘に関連して、端末の件で、中古端末の利用意向の調査に力を入れるのは非常に良いことだと思う。現在端末のベンダーはほぼ海外企業が独占しているような状況であり、中古端末の利用が普及していない背景にこのようなことがある。そこから高額な端末を購入させられる利用者の弱みを突いた問題が発生しているので、この状況が変化すれば、特に MVNO 等における端末抱き合わせ販売に関する緩和が行われる等、良い方向に向かうと思う。

また、通信速度等サービスの品質に関して、これまで料金の低廉化等の議論が為されているが、利用者は適正な価格を支払うべきだと考える。MVNO の業界団体で検討いただいている通信速度だけではなく、遅延や通信の途絶の確率等を公表していただきたい。実効速度だけでは測定できないサービスの品質もあり、例えば遅延については、第4世代のLTEの遅延は各社ばらつきがあるように見えるが、第5世代の携帯網は低遅延であることが非常に注目されている。あらゆる観点における通信の品質を明らかにした上で、利用者が適正なサービスを適正な価格で得られるような市場が形成されるのが望ましい。

**大塚料金サービス課企画官：** 中尾構成員の1点目のご指摘について、中古端末の流通は、新品端末の販売奨励金の状況や、MVNO を選択する利用者がどのような端末をどのような価格で入手できるのかということと大きく関係する。中古端末の利用意向を始め、有機的に検証してまいりたい。

**内藤データ通信課長：** 中尾構成員の2点目のご指摘について、可能な限り利用者に詳しい情報を周知することが望ましいが、MNO と MVNO との間で計測環境に差が生じる可能性があることはご理解いただきたい。MNO については遅延やパケットロスについてもガイドラインの計測項目には入っており、グループそれぞれで全国的にデータを計測していることから、多量のデータを計測できる状況となっている。

MVNO については、サブブランド等の違いに加えて地域的に事業を行っている事業者も存在し、MNO との事業形態の違いを乗り越えた公平なデータを計測するのは難しい面があると思料。業界団体で検討いただいているところではあるが、MVNO の実効速度の計測手法等の検討を支援してまいりたい。

**西村構成員：** 資料 6-1 及び 6-2 で説明いただいたグループ化の効果を分析していく上で、利用者アンケート及び事業者アンケートとの緊密な連携を持つ必要性を感じた。

また、中尾構成員のご指摘のとおり、適正な価格とサービスとの関係で利用者が選択することができる市場環境が重要。例えば利用者アンケートにおいて、適正な価格とサービス、いわゆるコストパフォーマンスの検討状況をどのような項目で確認することができるのか伺いたい。

**佐藤課長補佐：** 例えば MNO と MVNO、サブブランドと MVNO のサービスの比較検討を実施したかを調査することとしている。ご指摘いただいた点もそのような項目に含められるか検討したい。

**浅川構成員：** スケジュールについて、利用者アンケートよりも事業者アンケートの方を早期に開始されるとのことだが、例えば、事業者アンケートの結果を利用者アンケートに反映したり、ブラッシュアップしたりするような計画はあるのか。

**佐藤課長補佐：** 事業者アンケートについては、事業者側の協力をいただくこともあり、余裕を持って早期に開始させていただきたく考えているところ。ご指摘のとおり両者の連携ができれば良いと思うが、今年度のスケジュールにおいて可能かどうかについては検討したい。今年度においてできない場合でも、来年度の総合検証の際に、別途実施する事業者ヒアリングの結果なども含め、アンケート調査の内容に反映してまいりたい。

**青木構成員：** 利用者アンケートにおいて、今年度新たに推奨度を調査するとのことで、非常にユニークで興味深いのが、誰に対してサービスを勧めるかというような質問の内容について、現時点で考えがあれば伺いたい。いわゆる家族割等、携帯事業者のサービス内容によっては意図が異なってくる可能性があるため、注意した方が良いと思う。

**佐藤課長補佐：** 基本的には家族・友人にどのような理由で勧められるかということ調査する予定であったが、ご指摘を踏まえて、慎重に検討してまいりたい。

**林座長代理：** 利用者利便に関する検証に関連して、携帯電話の代理店へ行くと、店頭において「一括 0 円」や「〇〇万円還元」等の端末購入補助に関する表示が散見されるが、そのような補助が実現されるためには様々な条件をクリアする必要があるが、かつそのような条件に関する表示は補助に関する表示と比べて非常に小さい字で記載されているため、一般的な消費者が認知・理解しにくいようになっている。これは、有利誤認や説明義務違反等、景品表示法上または電気通信事業法上の問題が伏在すると思うので、利用者の安心・安全及び消費者保護の観点からも、利用者の認知経路や選択状況の調査と併せてしっかり確認をしていただきたい。

佐藤課長補佐： ご指摘を踏まえ、確認を行ってまいりたい。

大橋座長： 利用者アンケート・事業者アンケート両者について、上流である端末の市場から、料金に加えて品質といった利用者の利便性まで、捉えるところは非常に広いと思う。できるだけ網羅的に、かつ市場への影響という観点を忘れずに分析していただきたいというご意見であったと思う。構成員の皆様のご協力も得ながら、この方向で検証を進めていただきたい。

### **(3) 電気通信事業者の業務の状況等の確認**

(佐藤課長補佐から資料6-4に沿って説明。討議の内容は以下のとおり。)

西村構成員： 資料6-4の1ページにおける「グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの確認」においては、今年度の重点事項であるグループ化の動向を分析する際のグルーピングを前提として、電気通信事業法上の特定関係法人とは切り離して確認を行うということになるのか。

佐藤課長補佐： 参考資料2の7ページの年次計画の本文に記載のとおり、一種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者並びにそれらの特定関係法人については、まずは特定関係法人とその他の事業者との間で差があるかどうかをしっかりと確認したいと考えている。他方、一種指定設備設置事業者又は二種指定設備設置事業者の接続事業者・卸受事業者に対して確認を行う際には、もう少し範囲を広げて、先ほどご議論いただいたグルーピングの基準、あるいは、当該接続事業者・卸受事業者側がグループと認識している範囲で、不当な優遇等が疑われる事例があるかどうか等を確認したいと考えている。

林座長代理： 以前の競争評価において、構成員による事業者ヒアリングの機会があった。時間の関係や企業に対する守秘の関係からオーガナイズするのは難しいと思うが、本日論点となった事項について、事業者から直接意見を伺う機会があれば、より肌感覚が把握できることと思うので、是非ご検討いただきたい。

松井市場評価企画官： ご指摘の事業者ヒアリングについて、どのようなことを、どのような観点で実施できるか等、事務局にて検討の上、ご相談させていただきたい。

大橋座長： スケジュール上、全ての事業者到我々がヒアリングを行うのは難しいと思うが、ご勘案いただけるとのことで、事業者の方にもお手数をかけることになるが、是非よろしくお願ひしたい。確認の方は引き続き精力的に実施していただきたい。

### **(4) 今後のスケジュール等について**

佐藤課長補佐から、次回以降のスケジュールについて説明があり、詳細については別途連絡することとなった。

(以上)